

申請にあたっての注意事項

(1) 本人確認書類について

窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

ア 1点確認（公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類、有効期限が切れていないもの）

例

・マイナンバーカード（個人番号カード）	・住民基本台帳カード（顔写真有）	
・官公署が発行した各種免許証	・パスポート（旅券）	・在留カード
・特別永住者証	・身体障害者手帳	・精神障害者保健福祉手帳
・療育手帳	・職務上身分証明書	・職員証（官公署）

など

イ 2点以上確認（A+A、もしくはA+B、有効期限が切れていないもの）

例

Ⓐ

・住民基本台帳カード（顔写真無）	・健康保険証〔社会/共済/後期/国保〕		
・介護保険証	・年金手帳	・年金通知書	・年金証書

など

Ⓑ

・病院の診察券	・社員証	・学生証
・クレジットカード	・キャッシュカード	・通帳

など

(2) 不当な目的とは

他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性や合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとするをいいます。

(3) 住民票コード及び^{マイナンバー}個人番号の記載について

ア 住民票コード及び^{マイナンバー}個人番号の記載が必要な場合は、使用目的と提出先の記入が必要です。

※ ^{マイナンバー}個人番号に係る提供の求めの制限や提供の制限等について

—番号利用法第15条及び第19条—

イ 申請される方（窓口に来られた方）が、ご本人が同じ世帯の方以外の場合は、住民票コード又は^{マイナンバー}個人番号の記載した住民票は窓口でお渡しすることはできません。

申請日後に住民票コード又は^{マイナンバー}個人番号が必要な方の住民票上の住所に簡易書留、転送不要で送付します。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

(4) 権限確認書類について

窓口に来られた方が、請求者の代理人または使用者である場合は、代理権限または使用者の権限を証明する書類（委任状等）が必要です。

(5) 成年後見人が窓口に来庁された場合

窓口に来られた方が成年後見人の場合は、登記事項証明書（3か月以内）の原本が必要です。

◎ 罰則等

偽り、その他不正の手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。

—住民基本台帳法第46条第2号—

※ 田川市では、住民票の写し及び戸籍謄本等の不正取得が判明した場合は、本人に通知する制度を実施しています。

